

# 青森県報

号外第六十号

令和四年  
六月二十四日  
(金曜日)

## 目 次

|   |                          |   |
|---|--------------------------|---|
| ○青森県県税条例の一部を改正する条例……………                               | (税 務 課) ……               | 一 |
| ○青森県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例                           | (健 康 福 祉 政 策 課) ……       | 七 |
| ○青森県県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例……………                   | (農 村 整 備 課) ……           | 八 |
| ○青森県長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例……………            | (建 築 住 宅 課) ……           | 八 |
| ○青森県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例……………                         | ( 同 ) ……                 | 三 |
| ○青森県病院事業条例の一部を改正する条例……………                             | (病 院 総 務 課) ……           | 四 |
| ○青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例 | (選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局) …… | 四 |

青森県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月二十四日

青森県知事 三村 申 吾

### 青森県条例第二十九号

#### 青森県県税条例の一部を改正する条例

青森県県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四十条の二中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改める。

第八十二条第一項中「第八十六条第一項」を「第八十六条第一項本文」に、「提出する申告書に、次の各号に」を「申告書を提出する場合にあつては当該申告書に次に」に、「附記して」を「付記して行い、その他の場合にあつては当該住宅の取得の日から六十日以内に同項各号に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出して」に改める。

第八十六条第一項中「次に」を「次に」に改め、「当該不動産の所在地の市町村長を経由して」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第十八条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合（同法第二十五条の規定により当該申請が却下された場合を除く。）は、この限りでない。

第八十六条第二項中「前項の規定によつて提出すべき申告書」を「前項本文の規定により申告書を提出する場合にあつては当該申告書」に、「記載

するとともに、「を」を「付記するとともに」に、「添付しなければ」を「添付し、その他の場合にあつては当該不動産の取得の日から六十日以内に同項各号に掲げる事項及びこれらの規定の適用を受けようとする旨を記載した申告書にこれを証する書面又はその写しを添付して知事に提出しなければ」に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に、「その」を「知事の」に改め、「当該不動産の所在地の市町村長を経由して」を削り、同条に次の一項を加える。

5 第一項本文の規定による申告書の提出及び前項の規定による報告書の提出（第一項ただし書の場合に該当する不動産の取得に係るものを除く。）

は、当該不動産の所在地の市町村長を経由して行わなければならない。

第八十八条中「第七十三条の十八第三項の規定によつて」を「第七十三条の十八第四項の規定により」に、「においては」を「には」に改め、同条第一号中「若しくは」を「又は」に改める。

第九十条第六項中「第八十六条第一項」を「第八十六条第一項本文」に、「提出する申告書に、」を「申告書を提出する場合にあつては当該申告書に」に、「付記して」を「付記して行い、その他の場合にあつては当該土地の取得の日から六十日以内に同項各号に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出して」に改める。

第九十一条第二項中「者は」の下に「、第八十六条第一項本文の規定により当該土地の取得に係る申告書を提出する場合にあつては当該申告書に併せて、その他の場合にあつては当該土地の取得の日から六十日以内に」を加え、「第八十六条の規定により当該土地の取得の事実を申告する際併せて」を削る。

第九十三条の二第三項中「者は」の下に「、第八十六条第一項本文の規定により当該住宅の取得に係る申告書を提出する場合にあつては当該申告書に併せて、その他の場合にあつては当該住宅の取得の日から六十日以内に」を加え、「第八十六条の規定により当該住宅の取得の事実を申告する際併せて」を削る。

第九十三条の三第三項、第九十三条の四第三項及び第九十三条の五第三項中「次に」を「第八十六条第一項本文の規定により当該不動産の取得に係る申告書を提出する場合にあつては当該申告書に併せて、その他の場合にあつては当該不動産の取得の日から六十日以内に、次に」に改め、「第八十条の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せて」を削る。

第九十三条の六第三項及び第九十三条の七第三項中「次に」を「第八十六条第一項本文の規定により当該不動産の取得に係る申告書を提出する場合にあつては当該申告書に併せて、その他の場合にあつては当該不動産の取得の日から六十日以内に、次に」に改め、「第八十六条の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際に、併せて」を削る。

附則第四条の七第一項中「令和十五年度」を「令和二十年度」に改める。

附則第四条の八第二項中「第九項」を「第四項まで若しくは第六項から第十項」に改める。

附則第六条の二第二項中「（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）」を削り、「当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の県民税」を「前年分の所得税」に、「つき前項」を「つき同条第一項」に、「受けようとする旨の記載のある法第三十二条第十三項に規定する特定配当等申告書を提出した」を「受けた」に改め、「（次に掲げる場合を除く。）」及び「ものとし、県民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第三十六条及び第三十七条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない」を削り、同項各号を削る。

附則第七条の二第三項中「、第三十七条の八又は第三十七条の九」を「又は第三十七条の八」に改める。

附則第八条の二の四第三項中「附則第三十五条の二の六第五項」を「附則第三十五条の二の六第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

附則第十四条第一項中「第九条第六項」を「第九条第七項」に改める。

附則第二十条を次のように改める。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第二十条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第六条の二第一項の規定の適用を受けた場合における附則第四条の八第二項の規定の適用については、同項の表中「法附則第四十五条第三項」とあるのは、「法附則第六十一条第一項の規定により読み替えて適用される法附則第四十五条第三項」とする。

## 附 則

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、附則第十四条第一項の改正規定は公布の日から、附則第四条の七第一項、第四条の八第二項、第七条の二第三項及び第二十条の改正規定並びに次項から附則第五項までの規定は令和五年一月一日から、第四十条の二並びに附則第六条の二第二項及び第八条の二の四第三項の改正規定並びに附則第六項の規定は令和六年一月一日から施行する。

2 改正後の青森県県税条例(以下「改正後の条例」という。)(附則第四条の七の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四号。以下この項及び次項において「所得税法等改正法」という。)(第十一条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号。以下「新租税特別措置法」という。)(第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。附則第五項において同じ。)(を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧租税特別措置法」という。)(第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。附則第四項及び第五項において同じ。)(を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 改正後の条例附則第四条の八第二項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に所得税法等改正法第十八条の規定による改

正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「新震災特例法」という。）第十

三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。附則第五項において同じ。）

又は認定住宅等を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第十八条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「旧震災特例法」という。）

第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。次項及び附則第五項において同じ。）又は認定住宅を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

4 県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日前に旧租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合における改正前の青森県県税条例附則第二十条第一項の規定により読み替えて適用される同条例附則第四条の七第一項の規定による控除については、なお従前の例による。

5 改正後の条例附則第二十条の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に新租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合又は同日以後に新震災特例法第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅等を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に旧租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合につい

ては、なお従前の例による。

6 改正後の条例第四十条の二並びに附則第六条の二第二項及び第八条の二の四第三項の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

7 改正後の条例の規定中不動産取得税に関する部分は、令和五年四月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

青森県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

#### 青森県条例第三十号

##### 青森県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

青森県民生委員の定数を定める条例（平成二十七年三月青森県条例第二号）の一部を次のように改正する。

表弘前市の項中「三九八人」を「三九七人」に改め、同表三沢市の項中「九〇人」を「八九人」に改め、同表中泊町の項中「五一人」を「五〇人」に改め、同表六戸町の項中「二九人」を「三〇人」に改める。

##### 附 則

この条例は、令和四年十二月一日から施行する。

青森県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月二十四日

青森県知事 三村 申 吾

青森県条例第二十一号

青森県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

青森県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和三十六年三月青森県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第八号中「第五十条第十二項」を「第五十条第十三項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



青森県長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月二十四日

青森県知事 三村 申 吾

青森県条例第三十二号

青森県長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等徴収条例（平成二十一年三月青森県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第一条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）」を削り、同条第一号中「認定」の下に「並びに同条第六項及び第七項の規定



による長期優良住宅維持保全計画の認定」を加え、同条第二号及び第三号中「長期優良住宅建築等計画」の下に「及び長期優良住宅維持保全計画」を加え、同条第五号中「旧法」を「改正法第一条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）」に改める。

別表第八号を同表第十号とし、同表第七号中「認定（）」の下に「改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる」を加え、同号を同表第九号とし、同表第六号中「認定（）」及び「行われる」の下に「改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる」を加え、同号を同表第八号とし、同表第五号を同表第七号とし、同表第四号中「の認定」を「又は長期優良住宅維持保全計画の認定」に、「長期優良住宅建築等計画認定地位承継承認申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定地位承継承認申請手数料」に改め、同号を同表第六号とし、同表第三号を同表第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

|  |                              |                           |   |                              |                             |                           |                              |                              |                             |   |            |              |              |              |              |             |
|--|------------------------------|---------------------------|---|------------------------------|-----------------------------|---------------------------|------------------------------|------------------------------|-----------------------------|---|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-------------|
| <p>五 法第八条第一項の規定による<br/>長期優良住宅維持保全計画の変更の認定を受けようとする者</p> | <p>長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料</p> | <p>確認書等を添付する場合</p>        | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="756 1077 836 1556"> <p>一戸建ての住宅の場合</p> </td> <td data-bbox="676 1077 756 1556"> <p>戸数が五以下の共同住宅等の場合</p> </td> <td data-bbox="596 1077 676 1556"> <p>戸数が六以上十以下の共同住宅等の場合</p> </td> <td data-bbox="517 1077 596 1556"> <p>戸数が十一以上二十五以下の共同住宅等の場合</p> </td> <td data-bbox="437 1077 517 1556"> <p>戸数が二十六以上五十以下の共同住宅等の場合</p> </td> <td data-bbox="134 1077 437 1556"> <p>戸数が五十一以上百以下の共同住宅等の場合</p> </td> </tr> </table> | <p>一戸建ての住宅の場合</p>            | <p>戸数が五以下の共同住宅等の場合</p>      | <p>戸数が六以上十以下の共同住宅等の場合</p> | <p>戸数が十一以上二十五以下の共同住宅等の場合</p> | <p>戸数が二十六以上五十以下の共同住宅等の場合</p> | <p>戸数が五十一以上百以下の共同住宅等の場合</p> | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="756 1556 836 2004"> <p>九千円</p> </td> <td data-bbox="676 1556 756 2004"> <p>一万六千円</p> </td> <td data-bbox="596 1556 676 2004"> <p>二万七千円</p> </td> <td data-bbox="517 1556 596 2004"> <p>四万六千円</p> </td> <td data-bbox="437 1556 517 2004"> <p>七万四千元</p> </td> <td data-bbox="134 1556 437 2004"> <p>十一万円</p> </td> </tr> </table> | <p>九千円</p> | <p>一万六千円</p> | <p>二万七千円</p> | <p>四万六千円</p> | <p>七万四千元</p> | <p>十一万円</p> |
| <p>一戸建ての住宅の場合</p>                                      | <p>戸数が五以下の共同住宅等の場合</p>       | <p>戸数が六以上十以下の共同住宅等の場合</p> | <p>戸数が十一以上二十五以下の共同住宅等の場合</p>  | <p>戸数が二十六以上五十以下の共同住宅等の場合</p> | <p>戸数が五十一以上百以下の共同住宅等の場合</p> |                           |                              |                              |                             |   |            |              |              |              |              |             |
| <p>九千円</p>   | <p>一万六千円</p>                 | <p>二万七千円</p>              | <p>四万六千円</p>  | <p>七万四千元</p>                 | <p>十一万円</p>                 |                           |                              |                              |                             |   |            |              |              |              |              |             |

| その他<br>の場合            |                      |                      |                       |                       |                    |                 |            |       |                   |                       |                      |
|-----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|-----------------------|--------------------|-----------------|------------|-------|-------------------|-----------------------|----------------------|
| 戸数が二百一以上三百以下の共同住宅等の場合 | 戸数が百一以上二百以下の共同住宅等の場合 | 戸数が五十一以上百以下の共同住宅等の場合 | 戸数が二十六以上五十以下の共同住宅等の場合 | 戸数が十一以上二十五以下の共同住宅等の場合 | 戸数が六以上十以下の共同住宅等の場合 | 戸数が五以下の共同住宅等の場合 | 一戸建ての住宅の場合 | 合     | 戸数が三百一以上の共同住宅等の場合 | 戸数が二百一以上三百以下の共同住宅等の場合 | 戸数が百一以上二百以下の共同住宅等の場合 |
| 二百九万円                 | 百四十六万円               | 七十九万円                | 四十六万円                 | 二十五万円                 | 十三万円               | 八万円             | 三万四千元      | 二十七万円 | 二十四万円             | 十九万円                  |                      |



宅等に  
係る申  
請の場  
合

| その<br>他の<br>場合      |                    |                    |                     |                     |              |           |             |                     |                    |                    |     |
|---------------------|--------------------|--------------------|---------------------|---------------------|--------------|-----------|-------------|---------------------|--------------------|--------------------|-----|
| 戸数が二百一以上三百以下<br>の場合 | 戸数が百一以上二百以下の<br>場合 | 戸数が五十一以上百以下の<br>場合 | 戸数が二十六以上五十以下<br>の場合 | 戸数が十一以上二十五以下<br>の場合 | 戸数が六以上十以下の場合 | 戸数が五以下の場合 | 戸数が三百一以上の場合 | 戸数が二百一以上三百以下<br>の場合 | 戸数が百一以上二百以下の<br>場合 | 戸数が五十一以上百以下の<br>場合 | の場合 |
| 四百十九万円              | 二百九十三万円            | 百五十八万円             | 九十二万円               | 五十一万円               | 二十六万円        | 十六万円      | 五十五万円       | 四十九万円               | 三十八万円              | 二十二万円              |     |



この条例は、公布の日から施行する。

青森県病院事業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

#### 青森県条例第三十四号

#### 青森県病院事業条例の一部を改正する条例

青森県病院事業条例（昭和三十九年四月青森県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表診療料の項中「算定方法並びに」を「算定方法、」に、「（以下）を（）」並びに保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成十八年九月十二日厚生労働省告示第四百九十六号）（以下）に改め、同表非紹介患者初診料の項中「五千五百円」を「七千七百円」に、「五千円」を「七千円」に、「三千三百円」を「五千五百円」に、「三千円」を「五千円」に改め、同表特定患者再診料の項中「二千七百五十円」を「三千三百円」に、「二千五百円」を「三千円」に、「千六百五十円」を「二千九十円」に、「千五百円」を「千九百円」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和四年十月一日から施行する。

青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月二十四日

青森県条例第二十五号

青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成五年七月青森県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号イ中「一万五千八百円」を「一万六千五百円」に改め、同号ロ中「七千五百六十円」を「七千七百円」に改める。

第六条第一号中「七円五十一銭」を「七円七十三銭」に改め、同条第二号中「五円二銭」を「五円十八銭」に、「三十七万五千五百円」を「三十八万六千五百円」に改める。

第十条第一号中「五百二十五円六銭」を「五百四十一円三十一銭」に、「三十一万五百円」を「三十一万六千二百五十円」に改め、同条第二号中「二十七円五十銭」を「二十八円三十五銭」に、「五十七万三千三十円」を「五十八万六千九百五十円」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円